

令和４年度島根県日本型直接支払検討委員会

日時：令和５年２月２１日（火）１０：１５～１４：００

場所：出雲市窪田コミュニティセンター 及び 現地

議事次第

１．開会

２．議題

（１）会長の互選について

（２）令和４年度の取組状況について【資料１】

（３）中山間地域等直接支払制度に係る中間年評価について【資料２】

３．現地視察

橋波地区（出雲市佐田町）

①現地見学

４．多面組織・集落協定・環直組織との意見交換【資料３】

①活動組織の取組概要説明

②意見交換会

５．その他

６．閉会

(1) 令和 4 年度 の 取組 状況 について

【資料 1】

日本型直接支払制度

農業・農村が有する多面的機能が適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への構造改革を後押しするため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、地域活動や営農の継続等に対して支援を行う

中山間地域等直接支払

多面的機能支払

環境保全型農業直接支払

目的

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正し、農業生産活動を維持するための活動を支援

地域共同で行う多面的機能を支える活動、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援

農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援

対象農用地

「地域振興8法」等によって指定された地域、または知事が特に定めた地域で、傾斜基準を満たす農用地（田：1/100以上等）

農用地区域内の農用地及びそれらと一体的に取り組む必要がある農用地

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う農地

交付金の使途

地域の実情に応じた幅広い使途に活用可能

- ・個人へ配分
- ・農業機械の購入
- ・共同防除作業など

地域資源の基礎的な保全活動、農業用施設の補修・更新等

- ・法面の草刈り、水路の泥上げ
- ・水路の補修、農道の舗装
- ・鳥獣害防護柵の設置など

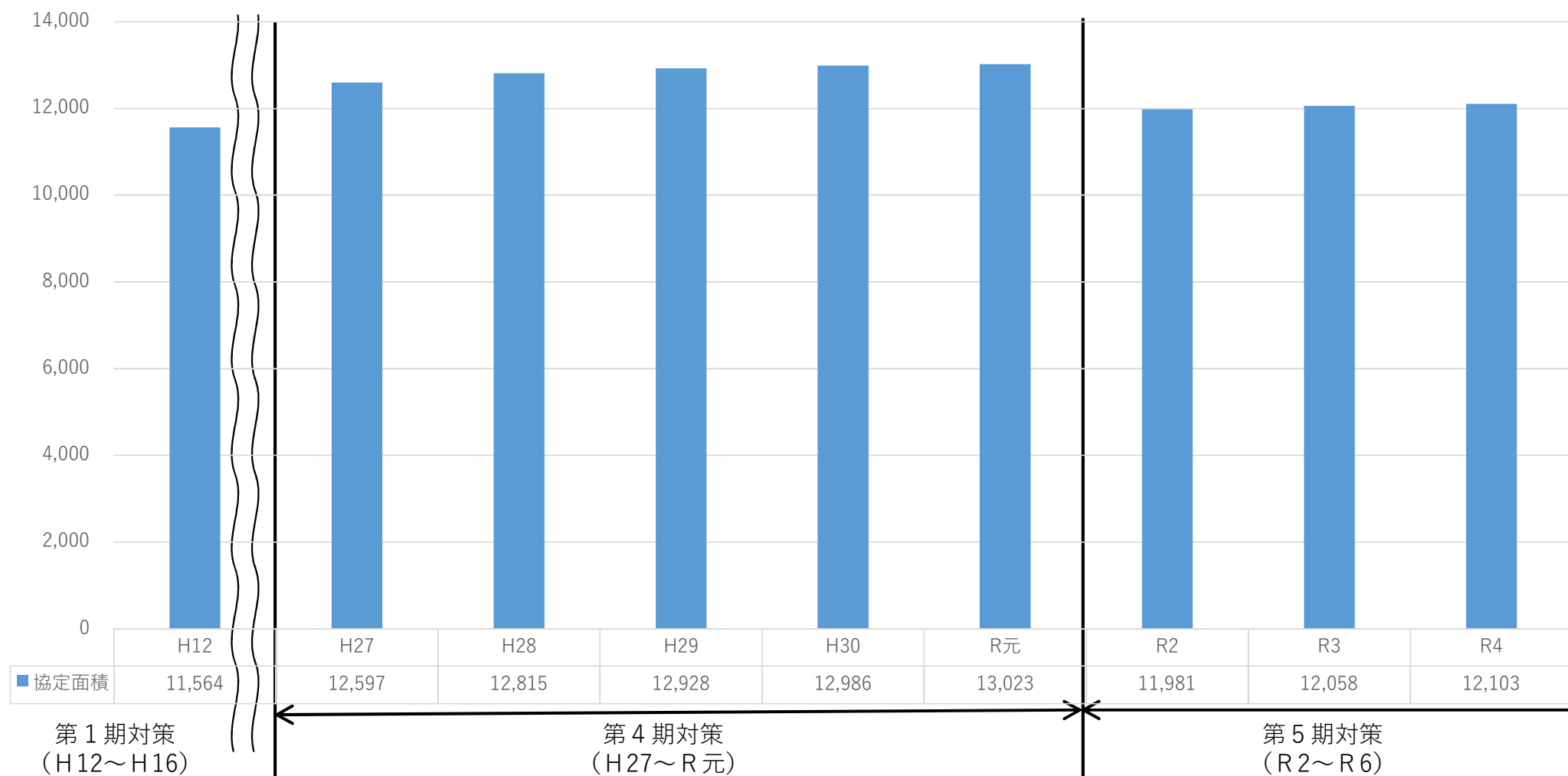
環境保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援

- ・有機農業
- ・堆肥の施用
- ・カバークロープなど



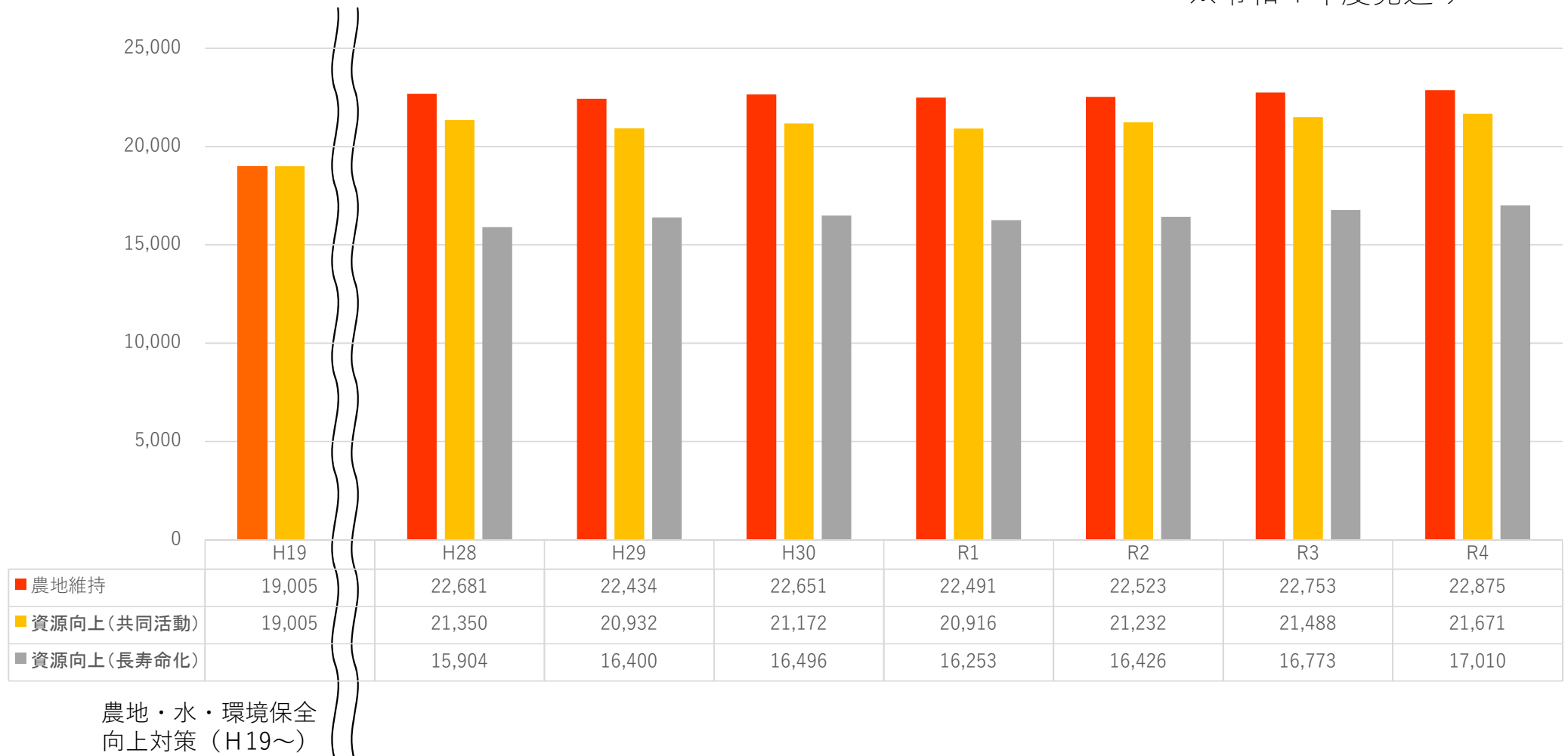
中山間地域等直接支払交付金 協定面積の推移 (ha)

※令和 4 年度見込み



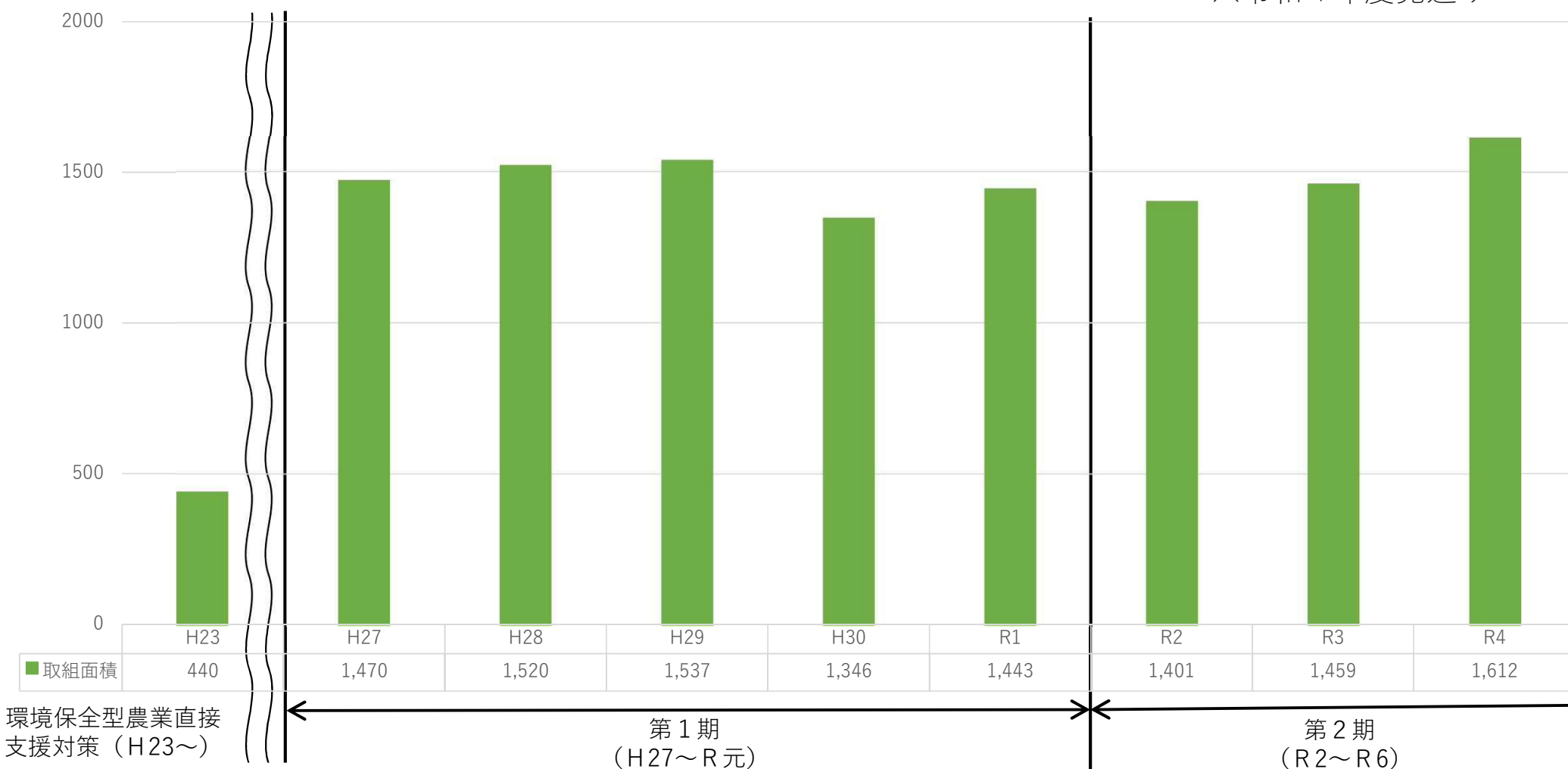
多面的機能支払交付金 対象面積の推移 (ha)

※令和4年度見込み



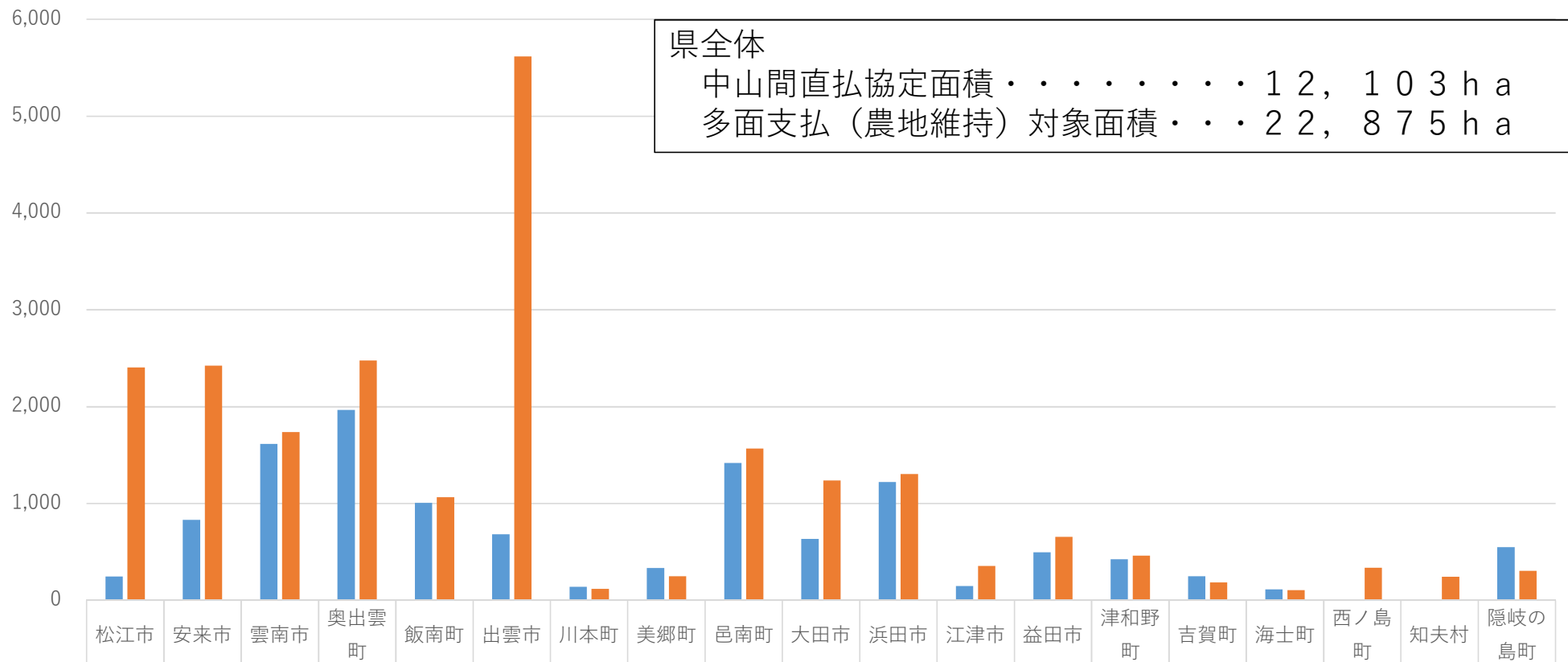
環境保全型農業直接支払交付金 対象面積の推移 (ha)

※令和 4 年度見込み



市町村別 取組面積 (ha)

※令和4年度見込み



県全体

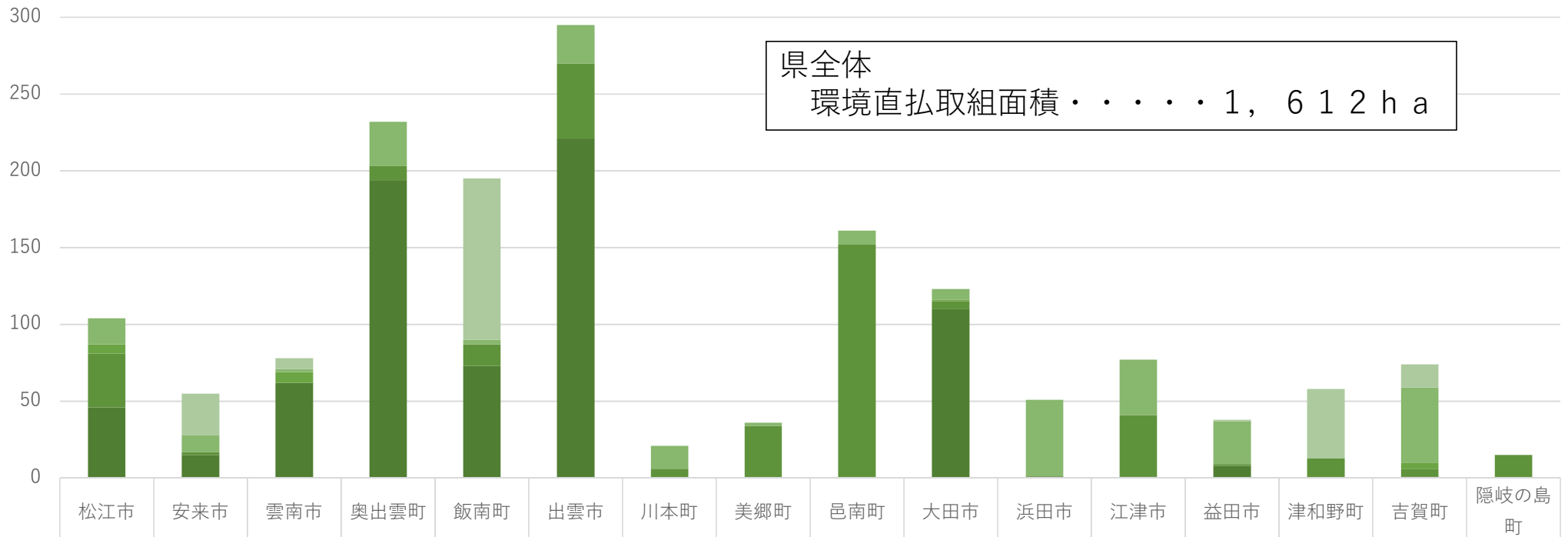
中山間直払協定面積 12,103 ha

多面支払(農地維持)対象面積 . . . 22,875 ha

■ 中山間直払協定面積	248	834	1,616	1,967	1,009	683	142	335	1,420	636	1,223	149	499	426	252	116	0	0	550
■ 多面支払(農地維持)対象面積	2,406	2,425	1,739	2,477	1,066	5,615	120	251	1,568	1,239	1,306	358	657	463	188	107	338	244	307

市町村別 取組面積 (ha)

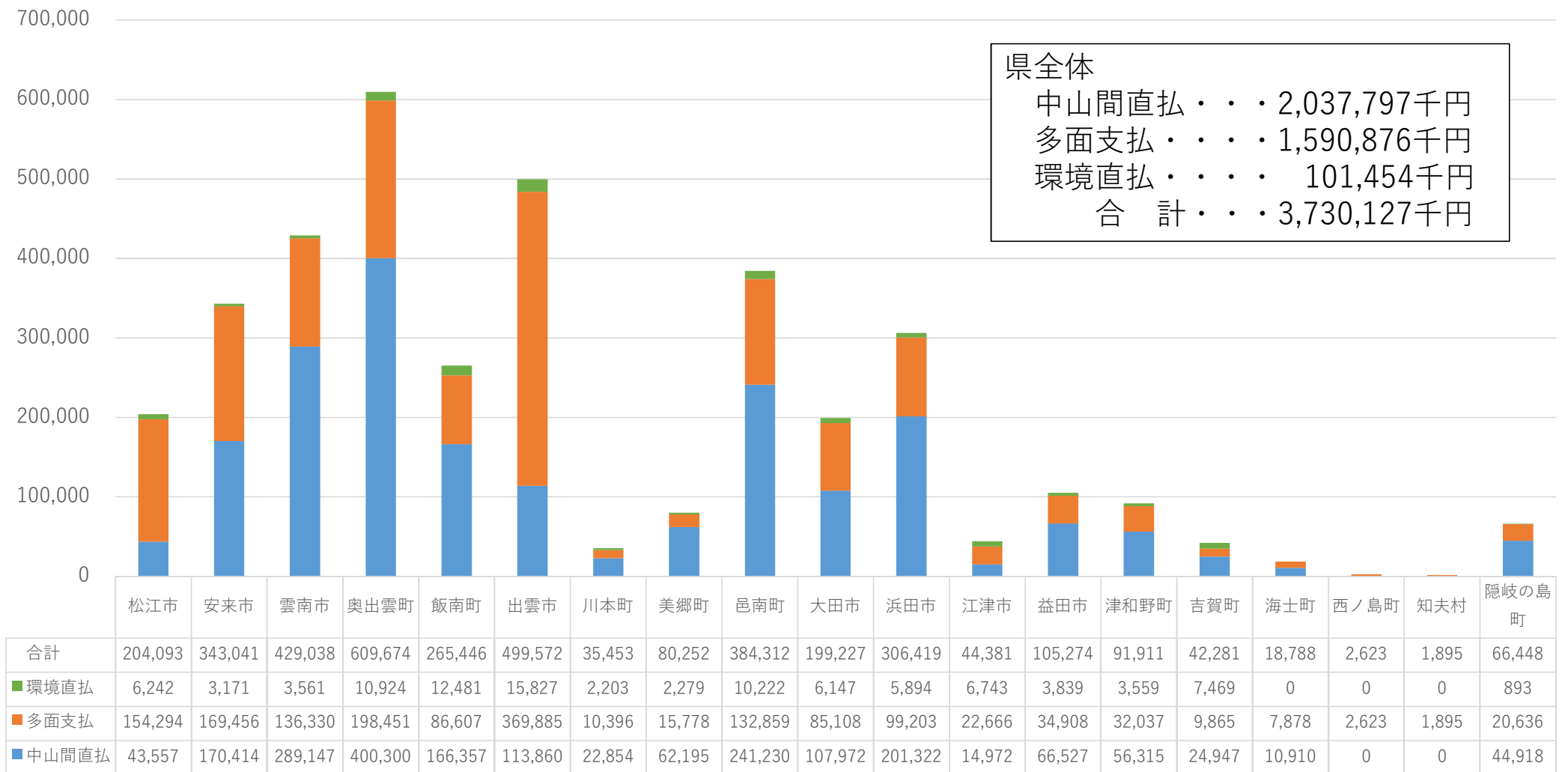
※令和4年度見込み



	松江市	安来市	雲南市	奥出雲町	飯南町	出雲市	川本町	美郷町	邑南町	大田市	浜田市	江津市	益田市	津和野町	吉賀町	隠岐の島町
合計	104	54	79	232	195	295	20	35	161	123	51	77	38	58	74	15
冬期湛水	0	27	7	0	105	0	0	0	0	0	0	0	1	45	15	0
有機農業	17	11	2	29	3	25	15	2	9	7	50	36	28	0	49	0
秋耕	6	0	7	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	0
かぼ・クワップ	35	2	0	9	14	49	6	34	152	5	0	40	1	13	5	15
堆肥の施用	46	15	62	194	73	221	0	0	0	110	1	1	8	0	1	0

交付金額（千円）

※令和4年度見込み

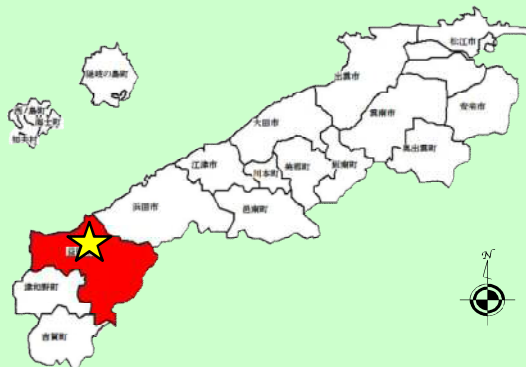


令和4年度 多面的機能発揮促進事業 中国四国農政局長表彰 推薦組織（島根県）

【多面的機能支払】

「なでしこ」（島根県益田市）

- (1) 認定農用地面積：1.76ha
（田：1.76ha、畑：- ha）
- (2) 組織構成：
4集落（農家4戸、非農家2戸）



【地区の概要】

なでしこが活動する「真砂地区」は島根県益田市の南東に位置する人口300人余りの山間農業地域です。

地方自治組織「ときめきの里 真砂」を中心に、小学校、保育園、地域商社、公民館などが連携し“食・農・福祉の小さな経済循環を目指して”を合言葉に、住民によるまちづくりが進められています。

地域で活動する女性3人の「(農)グループまめ・こめ」を中心に、保育園と連携した生き物観察や植栽活動、中学生や高校生との農業体験活動など地域活性化を図っています。

真砂地区のフェイスブックに活動状況を投稿するなど積極的な広報活動が行われ、里山保育や食育活動が盛んな地域に子供の笑顔があふれます。

【主な取り組み内容】

- 地域の担い手である女性3人組が組織の代表等の役員にもなり、「(農)グループまめ・こめ」を中心に農地や農業用施設の保全に取り組んでいます。活動開始2年目の小さな組織ですが、草刈り後の水路の泥上げは構成員全員に呼びかけて実施し、農地畦畔の草刈りや鳥獣害防護柵の設置は中山間地域等直接支払を活用することで農地の保全につとめています。
- 市内の中学校生（80名）との堆肥作り、市内の高校生とのサツマイモの農業体験を行うなど、教育機関との連携を図った活動が行われています。
- 地元の保育園と連携して、ほ場内の生き物観察（生態系保全）とチューリップを植栽（景観形成・生活環境保全）を実施しています。
活動の様子は、地区が運営している「益田市真砂地区発 まちおこし日誌」の「真砂+」のフェイスブックに投稿しています。



(農)グループまめ・こめ



サツマイモの植付



「益田市真砂地区発 まちおこし日誌」
「真砂+」

環境保全型農業直接支払交付金 地域特認取組「江の設置」の申請について

別添

1. 地域特認取組の名称及び技術的な内容

- ・名称：江の設置
- ・技術的な内容：水田内に江を設置する技術

江の設置により、中干し期間中の水田内の一部に湛水できる箇所を設け、水生生物の生息場所を確保する。

2. 地域特認取組の対象地域及び対象作物

- ・対象地域：県内全域
- ・対象作物：水稻

3. 地域特認取組の地球温暖化防止効果等環境保全効果

- ・生物多様性保全：通常中干し期間中に水生生物の生息に適した湛水状態が保てず水生生物が減少するが、江の設置により生息場所を確保し、生息しやすい環境を整備する。

4. 地域特認取組の実施に伴う追加的な経費など農業経営への影響及びこれを踏まえた交付単価の案

- ・交付単価：4,000円/10a ※作溝未実施は3,000円/10aとする。
- ・追加的な経費：以下の作業にかかる労働費（別紙1を参照）
 - 江の補修（堆積物・雑草の除去、畦の補修）
 - 草刈り（江の設置に伴い増加する畦の草刈り）
 - 江の水管理（江の湛水状態の維持）

5. 地域特認取組の普及の実態

- ・令和4年度の取組状況

地域名	化学肥料・化学合成農薬を 5割以上低減しているほ場		慣行栽培を行っているほ場	
	件数	面積（a）	件数	面積（a）
出雲市	2	48	10	268
雲南市	0	0	10	2,044
計	2	48	20	2,312

・令和5年度の見込み ※「江の設置」が地域特認取組として認められた場合。

地域	件数	面積 (a)
出雲市	10	244
雲南市	11	366
計	21	610

6. 地域特認取組に係る支援要件等

(1) 支援要件

水田内に江を設置する取組であって、以下の全てを満たすものとする。

①江の設置は、原則、「畦畔に沿ってほ場区画10aあたり10m以上」とする。

ただし、ほ場面積が10aに満たない場合は取組面積(a)＝設置する長さ(m)とする。

②江の形状は、原則、「田面からの深さ10cm以上、湛水状態での水面幅30cm以上」とし、10mに1カ所以上、江の底面から10cm以上掘り下げた箇所「深み」を設けることとする。

③江を湛水状態とする期間は、原則、中干し開始から7月末までの期間以内とする。

④湛水期間中は、江に除草剤を使用しないものとする。※畦畔への使用は可能。

(2) 市町村による実施確認内容

別紙2のとおり

(3) 保管する証拠書類

別紙2のとおり

(4) その他特記すべき事項

別紙2のとおり

令和4年度環境保全型直接支払交付金における地域特認取組「江の設置」の申請に係る生物多様性保全効果についての調査結果

1. 背景

ドジョウや水生昆虫などの生物（以下「水生生物」という。）は湛水状態の水田を生息場所として利用しており、生物多様性を保全する観点からはこれらの生物に配慮した農業生産の取組が必要である。

一方、通常の水稲栽培方法では、中干し期間や冬期の間は水田から長期間水が溜まらない状態が続くため、水生生物が生息するには厳しい環境となる。

そのため、化学肥料や化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから5割以上低減する活動に取り組みながら、生物多様性保全に資する「江の設置」を行うことにより、水田の落水期間における水生生物の避難場所やカエル類等の産卵場所の確保を図る。

2. 調査方法

「別紙 島根県「江の設置」効果調査方法」を参照。

3. 結果 図1を参照

（1）ニホンアマガエル

本調査において、A、Bどちらのほ場でもほとんど個体が確認出来なかった。

（2）水生コウチュウ類・水生カメムシ類

各ほ場における個体数の合計値は、A-1ほ場で14匹、A-2ほ場で15匹であり、B-1ほ場で8匹、B-2ほ場で3匹であったため、Aほ場で多くの個体を確認出来た。また、Aほ場ではタイコウチや、島根レッドデータブックで絶滅危惧Ⅱ類に指定されているコオイムシのほか、ドジョウ、エビ、イモリ等複数の生物が捕獲された。一方、Bほ場ではこれらの生物は確認出来ず、捕獲した生物のほとんどがガムシ類だった。

（3）指標植物

B-2ほ場のみで、シャジクモ類の生息が確認出来た。

4. 考察

調査前に実施した予備調査において幼生～幼体で確認されていたニホンアマガエルについては、A、Bいずれのほ場でもほとんど生息を確認できず、成体に変態したあと、調査ほ場外に移動してしまったことが考えられた。

水生コウチュウ類・水生カメムシ類をAほ場で多く捕獲できたことから、慣行ほ場に対

して、江の設置や化学肥料・化学合成農薬の低減に取り組んでいるほ場は、様々な水生生物が生息しやすい環境が整っていると考えられた。

コオイムシはAほ場のみで確認された。当該生物はしまねレッドデータブックで絶滅危惧Ⅱ類に指定されており、県内でも数を減らしている生物であるが、このような生物が江を棲みかとしていることが分かった。

指標植物については、シャジクモの生育が確認出来たのは1ほ場のみであり、ほ場環境との関係については不明であった。

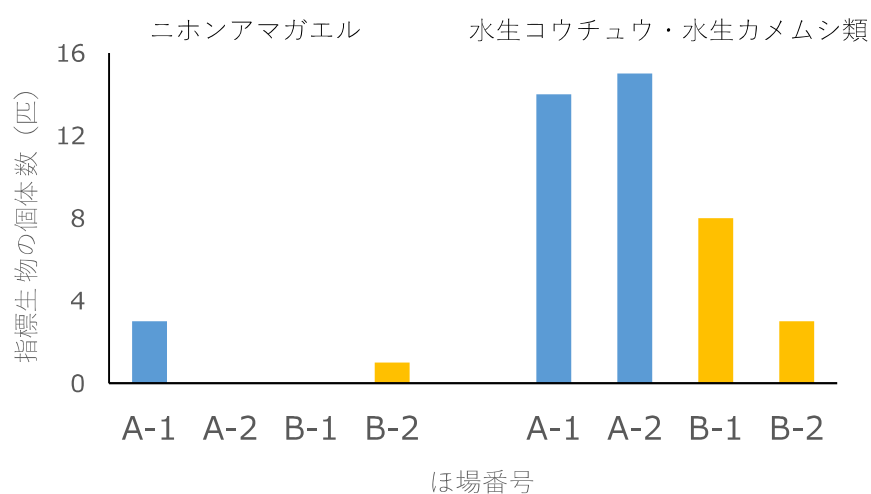


図1 調査ほ場ごとのニホンアマガエル及び、水生コウチュウ・水生カメムシ類の個体数の合計



図2 江の様子



図3 調査の様子



コオイムシ



ドジョウ



イモリ



エビ



ガムシ



ニホンアマガエル

図4 調査で確認出来た水生生物等

別紙 島根県「江の設置」効果調査方法

時期 : 2022年7月15日(湛水時に調査)

調査対象 : A「環境保全型農業直接支払交付金の取組を行っているほ場で江を設置している田」
B「慣行栽培を行っている田」を比較

調査数 : Aを2件（ほ場番号：A-1、A-2）、Bを2件（ほ場番号B-1、B-2）

調査方法 : 「調査・評価マニュアル」の蛙類、水生コウチュウ・カメムシ類の調査法を参考に調査対象ほ場ごとの生物の個体数を記録して合計を比較する。それぞれ代表的な景観の写真を撮影し、可能な範囲で絶滅危惧種を把握する。

調査①「蛙類」

AとBの畦畔をそれぞれ、「調査・評価マニュアル」を参考に調査する。(事項の調査ポイント資料参照)

※事前の調査でニホンアマガエルの生育が確認できていたこと及び、判別がつきやすいことからニホンアマガエルを指標種とする。

※調査結果資料作成用に調査時の写真を撮影する。

※絶滅危惧種は種類が多く現場での判別は困難なため、心当たりのある生物が確認出来た際には写真を撮り、後で確認する。

調査②「水生コウチュウ・カメムシ類」

「調査・評価マニュアル」を参考に調査する。

Aは江に直接網を入れて掬い取り、Bは畦畔を網で掬い取りを行うこととする。(事項の調査ポイント資料参照)

※「調査・評価マニュアル」に従い、掬い取りを行う距離は5 m×4カ所/ほ場とする。

※調査結果資料作成用に調査時の写真を撮影する。

※調査区ごとに生物の写真を撮り、調査後に図鑑等で絶滅危惧種が含まれていたか調べる。

調査③「指標植物」

絶滅危惧種であるイチョウウキゴケとシャジクモの2種については、Aについてはほ場と江の両方、Bについてはほ場を観察し、生育しているか見取り調査を行う。生育割合が低かった場合、ほ場ごとに生育の有無を記録しておく。

※調査結果資料作成用に調査時の写真を撮影する。

(2) 中山間地域等直接支払交付金 中間年評価について

【資料2】

中山間地域等直接支払制度（第5期対策）中間年評価の流れ

